

## 東播用水土地改良区 令和5年度配水計画

### 第1章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

第1条 本地区における主要な取水口等の位置は、次のとおりとする。

#### (1) 大川瀬導水路

ア 吉川支線水路分水工	三木市吉川町富岡
イ 畑枝支線水路分水工	三木市吉川町畑枝
ウ 大沢支線水路分水工	三木市吉川町金会
エ 北神戸第1幹線水路分水工	神戸市北区淡河町北僧尾
オ 木津・中村支線水路分水工	神戸市北区淡河町淡河
カ 勝雄支線水路分水工	神戸市北区淡河町勝雄
キ 淡河幹線水路注水工	神戸市北区淡河町勝雄
ク 戸田左岸支線水路分水工	三木市志染町戸田
ケ 広芝池分水工	三木市志染町三津田
コ 山田幹線水路分水工	三木市志染町三津田

#### (2) 淡河幹線水路

ア 淡河頭首工	神戸市北区淡河町木津
イ 平井支線水路分水工	三木市志染町御坂
ウ 窟屋支線水路分水工	三木市志染町窟屋

#### (3) 中央幹線水路

ア 栄木幡支線水路分水工	神戸市西区月が丘1丁目
イ 福住分水工(福住田圃池)	神戸市西区押部谷町福住
ウ 西盛第1分水工	神戸市西区押部谷町西盛
エ 西盛第2分水工	神戸市西区押部谷町西盛
オ 常緑池分水工	神戸市西区押部谷町細田
カ 細田第1分水工(寺谷中池・新谷池)	神戸市西区押部谷町細田
キ 明石川支線水路分水工	神戸市西区押部谷町細田
ク 細田第2分水工(重惣池)	神戸市西区押部谷町細田
ケ 7号分水工(中央幹線水路Ⅱ分水工)	神戸市西区神出町南
コ 岩岡支線水路分水工	神戸市西区神出町宝勢
サ 合流幹線水路注水工	神戸市西区神出町北

#### (4) 合流幹線水路

ア 宮ヶ谷調整池	神戸市西区神出町古神、三木市志染町広野
イ 老の口分水工	神戸市西区神出町東
ウ 練部屋分水工	神戸市西区神出町紫合

#### (5) 美囊川

ア 亀の井頭首工	三木市別所町下石野
----------	-----------

(取水量等)

第2条 取水量は、次表のとおりとする。

(1) 淡河頭首工

期間 区分	5月20日から 9月27日まで	9月28日から 翌年の5月19日まで	年間総取水量
最大取水量	1.000 m <sup>3</sup> /s	1.000 m <sup>3</sup> /s	18,490 千m <sup>3</sup>

(2) 亀の井頭首工

期間 区分	6月20日から 6月29日まで	6月30日から 9月27日まで	
最大取水量	0.430 m <sup>3</sup> /s	0.308 m <sup>3</sup> /s	

※ 上記取水量を確保するため、吞吐ダムによる流水の貯留を利用するものとし、その補給量は年間4,000 m<sup>3</sup>とする。

(3) その他の施設

施設名 期間	かんがい期	非かんがい期	年間総取水量
大川瀬導水路	11,149 千m <sup>3</sup>	1,955 千m <sup>3</sup>	13,104 千m <sup>3</sup>
吉川支線水路	2,873 千m <sup>3</sup>	259 千m <sup>3</sup>	3,132 千m <sup>3</sup>
大沢第1段揚水機場	864 千m <sup>3</sup>	32 千m <sup>3</sup>	896 千m <sup>3</sup>
北神戸第1段揚水機場	2,854 千m <sup>3</sup>	92 千m <sup>3</sup>	2,946 千m <sup>3</sup>
淡河幹線水路注水工	1,793 千m <sup>3</sup>	1,166 千m <sup>3</sup>	2,959 千m <sup>3</sup>
山田幹線水路	471 千m <sup>3</sup>	138 千m <sup>3</sup>	609 千m <sup>3</sup>
直接分水	2,294 千m <sup>3</sup>	259 千m <sup>3</sup>	2,553 千m <sup>3</sup>
山田幹線水路	2,297 千m <sup>3</sup>	630 千m <sup>3</sup>	2,927 千m <sup>3</sup>
大川瀬導水路	471 千m <sup>3</sup>	136 千m <sup>3</sup>	607 千m <sup>3</sup>
吞吐揚水機場	1,826 千m <sup>3</sup>	494 千m <sup>3</sup>	2,320 千m <sup>3</sup>
中央幹線水路	10,957 千m <sup>3</sup>	2,089 千m <sup>3</sup>	13,046 千m <sup>3</sup>
美囊川河川掛	1,879 千m <sup>3</sup>	—	1,879 千m <sup>3</sup>

## 第2章 各配水ブロックへの配水方法

(配水ブロック)

第3条 本地区の配水ブロックは別紙1に定めるとおりとする。

(配水方法)

第4条 配水については、東播用水維持管理事業計画書に基づき、主要水源施設及び各配水ブロックの貯水池等における状況を勘案したうえで、各ブロックの営農計画に支障を来たさないよう、必要最小限の用水を計画的かつ適正に配水するものとする。

(配水ブロックの代表者及び連絡先)

第5条 各配水ブロックの代表者及びその連絡先は別紙2のとおりとする。

### 第3章 その他

(関係機関)

第6条 本地区の利水調整に係る関係機関は下記のとおりとする。

- (1) 農林水産省近畿農政局加古川水系広域農業水利施設総合管理所
- (2) 兵庫県企業庁利水事務所
- (3) 兵庫県北播磨県民局加古川流域土地改良事務所
- (4) 兵庫県神戸県民センター神戸土地改良センター
- (5) 神戸市経済観光局農政計画課
- (6) 明石市市民生活局産業振興室農水産課
- (7) 加古川市産業経済部農林水産課
- (8) 三木市産業振興部農地整備課
- (9) 稲美町経済環境部産業課